

# べっかの文化財

No.56  
令和8年3月

—別府・浜脇・田の口古地図—



別府・浜脇・田の口古地図（別府村絵図）

別府市教育委員会  
別府市文化財保護審議会

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 近世の別府・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 絵図に描かれている内容・・・・・・・・ 4

3. 絵図制作の背景・・・・・・・・・・・・ 13

### 参考資料

1 「筑紫右近様御裁許状写」・・・・・・・・ 資1

2 「奉差上返答書之事」・・・・・・・・・・ 資2

3 「取替証文之事」・・・・・・・・・・・・ 資5

## はじめに

本書は、別府市文化財保護審議会が令和7年度に実施した別府市文化財調査の報告書である。調査の対象としたのは、別府市有形文化財に指定されている別府市立図書館所蔵の「別府・<sup>べっふ</sup>浜脇・<sup>たのくち</sup>田の口古地図」である。

「別府・浜脇・田の口古地図」は、下記の3舗の絵図で構成されている。

「別府・浜脇・田の口古地図」

	名称	制作年	縦 (cm)	横 (cm)	形態	材質	所蔵
①	「別府村絵図」	(延享5年・1748)	232.5	171.8	舗	美濃紙	別府市立図書館
②	「浜脇村・田野口村絵図」	延享5年・1748	315.0	281.0	舗	美濃紙	別府市立図書館
③	「朝見村絵図」	(延享5年・1748)	404.0	292.5	舗	美濃紙	別府市立図書館

別府市有形文化財に指定された際の指定名称は、「別府・浜脇・田の口古地図」となっているが、別府村、浜脇村、田野口村、朝見村<sup>あさみ</sup>の4か村が3舗の絵図として描かれている。別府村と朝見村の絵図はそれぞれの村が1舗に描かれており、もう1舗は浜脇村と田野口村がまとめて描かれている。なお、指定名称では「田の口」と表記されているが本報告書では近世中期以降の村名「田野口村」を使用することとする。

各絵図は、美濃紙<sup>みのがみ</sup>を貼り合わせて制作されており、長方形に仕上げているわけではなく、必ずしも北を上にして描かれているわけではないので、絵図内に記載された凡例が読める方向に広げて、縦・横の一番長い箇所の寸法を計っている。

「豊後国志」<sup>ぶんごこくし</sup>(<sup>1</sup>)によると、朝見村、田野口村、浜脇村は朝見郷に属しており、別府村は石垣荘<sup>いしがきのしょう</sup>に属していた。別府村、浜脇村、田野口村、朝見村の4か村は、享和元年(1801)の「寛政訂正豊後州郡図第二(速見郡図)」<sup>(2)</sup>(下図)をみると、現在の別府市域の南側で海に近く、大分郡との境に位置している地域(赤い線で囲んだ辺り)で、大小の川(青色)が流れ、主要な道(赤色)が通っているように描かれている。

本報告書では、まず「別府・浜脇・田の口古地図」が制作された近世の別府地域について支配の概要や4か村の状況を確認し、それを踏まえて各絵図に描かれている内容について検討し、絵図制作の年代を含め制作された背景について考察していくことにする。



## 1. 近世の別府

### (1) 近世の別府市域の領主

豊後国は、太閤検地を経て豊臣秀吉の直轄地となり、家臣たちの領地に細分化された。慶長5年(1600)9月の石垣原合戦当時、「別府・浜脇・田の口古地図」に描かれている範囲の村をはじめ別府市域は細川忠興の所領であった。しかし、合戦が終わって慶長6年(1601)頃には鶴見村を森藩来島(久留島)長親(康親)、立石村を旗本の萩原兼従、北石垣村と竈門庄の村々を小川光氏がそれぞれ支配することになった。

小川光氏は慶長6年(1601)9月7日付の「豊後国内御知行方目録」<sup>(3)</sup>によれば、速見郡北石垣村と竈門庄とともに日田郡15村、玖珠郡3か村の計2万石を与えられている。光氏の死後、小川家は無嗣断絶となり、元和2年(1616)8月に石川忠総が九州で初めての譜代大名として日田永山城(日田市)に入り、日田・玖珠・速見・大分郡などのうち6万石を領した。別府市域では小坂・古市・内竈・野田・亀川・平田の6か村が領地となっている。

正保年間(1644～)、幕府は諸大名に命じて国単位で村名と村高(村の生産力)、その時の領主をまとめた統計書である「正保郷帳」<sup>(4)</sup>を作らせた。別府市域を見ると、領主等として6人と代官2人の名前がでている。その中には、森藩久留島通春と旗本の萩原兼従の名もある。鶴見村は明治維新まで森藩久留島氏の領地であった。立石村を領した萩原兼従は細川忠興の甥で、万治3年(1660)に死去すると領地は子息の員従に受け継がれた。宝永7年(1710)に員従が死去すると、立石村は幕府領になった。

「正保郷帳」には旗本の筑紫右近の名前もある。右近は、細川忠興の義理の甥(忠興の弟幸隆の娘の夫)に当たる筑紫主水の弟である。細川領であった「別府・浜脇・田の口古地図」に描かれている範囲の別府村・小野小平村・浜脇村と石垣村の一部(のちの南石垣村)が寛永4年(1627)に主水に与えられ、正保3年(1646)に主水が死去した後、右近に与えられた。後に右近はその領地を幕府に返上したため、この4か村は幕府領となっている。

「正保郷帳」には越前福井藩(福井県)の藩主であった松平忠直(一伯)の名前もある。忠直は徳川家康の孫にあたるが、大坂夏の陣での恩賞に不満を抱き幕府に不屈きな態度をとったため、元和9年(1623)、大分郡萩原(大分市)へ配流された。その忠直の賄料(生活費)5千石の一部に鉄輪村と北石垣村が充てられた。慶安3年(1650)に忠直が死去すると、この2か村は幕府領になった。

寛永11年(1634)には石川忠総に代わって、丹波亀山(京都府)から譜代大名の松平忠昭が小坂・古市・内竈・野田・亀川・平田の6か村とともに大分・直入・玖珠郡などのうちから計2万2200石を領することになった。同時期に忠昭の叔父にあたる日根野吉明が下野国壬生藩(栃木県)から大分郡内に2万石で転封し、内成村は府内藩領になった。吉明が正保2年(1645)に死去すると、万治元年(1658)に忠昭が府内藩主となり、小坂・古市・内竈・野田・亀川・平田の6か村は幕府領になった。

「正保郷帳」ではこれらの領主の所領以外の5か村は幕府領であり、小川九左衛門・小川藤左衛門が代官と記されている。

このように「別府・浜脇・田の口古地図」に描かれている範囲の村をはじめとする筑紫氏の所領であった村、萩原氏の所領であった村、松平忠直の賄料であった村、松平忠昭の当初の所領であった村は、徐々に幕府領に統合されている。統合された別府市域の幕府領は17か村となり「横灘」と総称されたが、別府・朝見・浜脇・田野口・立石・南石垣の6か村は「南組」、

中石垣・北石垣・南鉄輪・北鉄輪・野田・平田・亀川・古市・内竈門・小坂と小浦（日出町）の11か村は「北組」と分かれて支配された。これらの幕府領は、幕府直轄の時期と小倉藩や島原藩、肥後藩の預かりの時期とが繰り返されている。

「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」に見る各村の状況

	別府村	浜脇村	小野小平村
村高（石）	649.24432	801.50231	91.51607
家数（軒）	109	110	10
惣庄屋（人）	1		
小庄屋（人）	1	2	1
頭百姓（人）	11	12	1
小百姓（人）	57	46	2
百姓鍛冶（人）	1	2	
百姓水主（人）	2	2	
老ノ親共（人）	9	5	2
女房（人）	101	83	11
15歳以上（人）	31	22	1
15歳未満（人）	35	33	3
下人（人）	70	35	3
下女（人）	52	22	4
名子（人）	29	29	5
僧侶（人）	1	1	
はちひらき（人）		2	
男（人）	231	173	17
女（人）	170	123	16
男女計（人）	401	296	33
牛（疋）	70	57	7
馬（疋）	27	4	2

(2) 近世の別府村・浜脇村・田野口村・朝見村の状況

近世初頭の「別府・浜脇・田の口古地図」に描かれている範囲の村の様子を伝える史料に、元和8年（1622）の「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」<sup>(5)</sup>がある。「人畜改帳」は、細川小倉藩領の庄屋、家毎に家族や下人・名子等の人名、年齢、および牛馬の所有状況等を記している。庄屋によって村毎のものが作られ、それを数か村分をまとめて手永帳簿としている。横灘の場合、「別府村<sup>(6)</sup>・石垣村・浜脇村・小野小平村」

として記されている。当時は浜脇村に朝見村と田野口村が含まれており、小野小平村は後に別府村の枝村となっている。

「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」から別府村・浜脇村・小野小平村を抜き出したものが上の表である。別府村に惣庄屋<sup>そう</sup>があり、横灘全体の取りまとめをしており、各村には小庄屋・頭百姓<sup>こじょうや かしら</sup>という村役人がいた。別府村と浜脇村には、小百姓の他に百姓鍛冶や百姓水主<sup>かこ</sup>、僧侶も住んでいた。また、農業に欠かせない牛が飼われており、馬も多くはないが飼われていた。

その後の各村の村高の変遷を、公式記録から見ていくと、下の表のようになる。「正保郷帳」に記された村の枠組みは「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」と変わっていないが、「元禄郷帳」<sup>(7)</sup>になると村の枠組みが大きく変わり「別府村・浜脇村・田野口村・浅見村<sup>(8)</sup>」と表記され、村高は増加している。これ以降は明治維新まで村の枠組みに変更はない。村高を見ると、この地域は「正保郷帳」と「元禄郷帳」の間で村高が大きく増加しており、「天保郷帳」<sup>(9)</sup>までの間は微増で、明治初年の「旧高旧領取調帳」<sup>(10)</sup>では「天保郷帳」と数値に変動はない。

村高の変遷

(石)

小倉藩人畜改帳		正保郷帳		元禄郷帳		天保郷帳		旧高旧領取調帳	
別府村	649.24432	別府村	709.826	別府村	944.706	別府村	946.941	別府村	946.9410
		田	579.387						
		畠	130.439						
小野小平村	91.51607	小野小平村	100.803	浜脇村	669.405	浜脇村	669.642	浜脇村	669.6420
		田	45.13						
		畠	55.673	田野口村	441.658	田野口村	442.530	田野口村	442.5300
浜脇村	801.50231	浜脇村	804.474	浅見村	304.421	朝見村	307.136	朝見村	307.1360
		田	654.359						
		畠	150.115						

## 2. 絵図に描かれている内容

### (1) 「別府村絵図」



この絵図は、別府村を描いたものであるが、制作年は記されていない。

この絵図は土地利用等が12に色付けされており、凡例に記入されている。方位が「北」と「南」のみ記入され、凡例が読めるように北を上にして絵図を見ると、右手に青色で塗られた「海」が配置される。

絵図を南北に通る豊前街道を太い朱色の「道」で、村の中を通る「道」を細い朱色で描いている。絵図には多くの桃色と黄色に塗られた場所がある。凡例を見ると、桃色は「本畑」、黄色は「本田」と記されている。「本田」と「本畑」は、1筆毎に区画が示され、番号が記入されている。例えば、別府村の南端を見ると、豊前街道（太い「道」）から海に向かって「本田」を示す黄色が塗られた枠に「一」から「七」の番号が記入されている。「三」と「四」の間に白色が塗



河原	本畑	本田	筋境	野	砂浜	海	他村	川	道	本畑	本田
----	----	----	----	---	----	---	----	---	---	----	----

られている枠があり、「他村飛地」と記されている。絵図



一 二 三 他村飛地 四 五 六 七

にはこのような「他村飛地」が点在している。別府村の中に他村の者が名請けしている土地があったということである。豊前街道（太い「道」）の両側には道に沿って桃色の土地があり、その周辺には黄色の地域が広がっている。桃色の「本畑」には、屋敷地も含まれていた。単なる家屋の敷地だけでなく、付属の畑や林、蔵なども含めたものであった。豊前街道（太い「道」）が直進する両側に並んでいる桃色の区画は屋敷地が多いと考えられ、「豊

後国志」に「別府巷」（「石垣荘別府村に在り。古昔に別駕（豊後介）の居する所なり。」）と記されている地域であろう。「巷」とは、にぎやかな田舎町で交通の要所のことである。絵図には、海に流れ込む「川」が西から東に濃い青色で描かれている。村の南（浜脇村）を流れる大きな流れから派生している流れが別府村の中を流れ、海に注いでいる。「豊後国志」に「一名は速見川。源は朝見郷立石村の南より出ず。東へ行き、朝見の北を遶り、別府を過ぎて海に入る。」と記されている朝見川であろう。朝見川は水量が豊かだったので、豪雨により



大洪水を起こす荒れ川でもあった。特に天保9年（1838）7月20日から降り続いた大雨による水害では、河川流域が8か所に渡って切れ、氾濫した水により被害は甚大なものであった。

絵図を見ると、村の北側に東西に走る帯状の白い点が塗られた地帯（凡例では「河原」と記されている）が描かれている。これは、境川である。境川は、扇山南側から石垣原扇状地を東に向かい海に流れ込む流路の川だが、日頃は水が流れていなかったため、「豊後国志」等には名称が記されていない。しかし、豪雨に見舞われると大氾濫を起こし、川周辺が河原となり大きな被害が発生していた。水害等の記録には「境河原」「河原」等の名称で記されている。享保14年（1729）9月13日の豪雨では、昼12時頃から夜中0時頃まで半日近くも、「別府村堺天神と南芹原の間を流る」（「家宝珍事記」<sup>(4)</sup>）と記録されている。



絵図では境川の南側に描かれている「天満社（天神様）」がこの「別府村堺天神」で、その南側の畑等を挟んで広がる湿地あたりまで流路が大きく広がったのであろう。この激しい洪水により21人の水死者が出ており、南石垣には水死者を供養した「石書大乘妙典塔」<sup>せきしょだいじょうみょうてんとう</sup>が建てられている。

土砂を伴った洪水が田畑を飲み込むと、その田畑はしばらく耕作不能になってしまう。境川の南側に広がる田畑の区画は、「本田」「本畑」の色ではなくくすんだ色が塗られていたり白い点が描かれおり、「本田荒」「本畑荒」を示していると考えられる。その地域に4枚の付箋が貼られている。境川に接している地域の東側に貼られている「田方酉年石砂入場所」という付箋は、以前は「本田」であったが享保14年（1729）の豪雨により土砂等が流入して荒れてしまったことを注記している。境川に接している地域の西側に貼られている2枚の「畑方酉年石砂入場所」という付箋は、同様に享保14年（1729）の豪雨により被害を受けたことを記している。さらに南側の地域に貼られた「田方古来川欠場所」というのは、過去の境川の氾濫で田が流失・荒廃し、耕作ができなくなった状態にあることを注記している。これらの耕作できなくなった田畑は、年貢等が一定期間免除されるなどの措置が取られた。



境川を巡っては、この後も氾濫による被害が発生しており、例えば寛政12年（1800）6月6日には、15時ごろから17時ごろまで「河原の奥より水三ツに分りて……此の分皆々海に押し出し、……是誠に山汐とも言うべし」（「家宝珍事記」）という大雨による洪水が発生している。

境川と海が接する辺りを見ると、砂浜周辺に2枚の付箋が貼られている。海的位置に貼られた付箋には、「是より北 堺の下まで 三百八拾石三斗八升八合 古来海成行場所」と記されている。かつては陸地であったが、「三百八拾石三斗八升八合」の土地が海になったというのである。慶長元年（1596）9月に発生した「慶長豊後地震」や慶長3年（1598）7月に鶴見溪谷から起こった土石流による被害について注記しているのであろう。

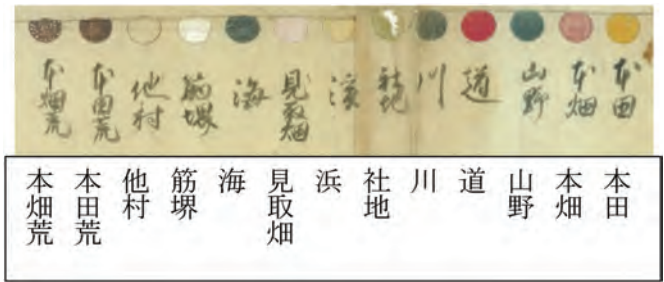
また、境川と砂浜（絵図では黄色に塗られた上に赤い点が描かれている）に跨るように貼られている付箋には、「堺の下 是方南 松原まで 同郡浜脇村境」と記されている。別府村の砂浜の範囲は、境川に接するこの位置から南方向に下っていき松原までであり、そこが浜脇村との境となるというのである。絵図の砂浜を南方向に見ていくと、別府村の南端を越えて松原と住吉神社が描かれている。この松原と砂浜までが別府村の砂浜として絵図は制作されているのである。



(2)「浜脇村・田野口村絵図」



この絵図には、浜脇村と田野口村がまとめて描かれている。絵図には、方位として「東」「西」「南」「北」が記入され、海や川をはじめ土地利用等が13に色付けされており、凡例に記入されている。凡例の中の「見取畑」と「社地」は「別府村絵図」の色付けにはなかった。「見取」とは、山林原野や河川近くの空き地を小規模に開発する場合に生産が安定するまで暫定的に年貢高を設定せずに、小額の見取年貢を負担させることを示しており、その土地を「見取畑」と呼んだのである。1筆毎の区画には「別府村絵図」と同様に番号が記されているが、「見取畑」には番号が記されていない。



凡例を読めるように絵図を広げると、東が左下、西が右上、南が左上、北が右下になる。絵図の下方に青色で塗られた「海」が配置される。絵図の上方には緑色で色付けられた山野が広がっている。

絵図でまず目を引くのは、朱色と青色でひかれた線である。太い朱色の線は、絵図に記された「北」から海岸に沿って村の中を進み、村境手前を南東方向に進んでいく豊前街道である。青色の線は、村内を流れる2本の川である。1本は、山から2つの流れが合流して大きな流れになっていき、村の北側で海に流れ込む大きな流れである。「豊後国志」に「朝見郷朝見村より出ず。東を指して浜脇を過ぎて、海に入る。」と記されている浜脇川と考えられる。もう一本は、村の東側を流れ、海に注いでいる流れである。「豊後国志」に「細流なり。朝見郷浜脇村の南に在り。大分の郡界の水なり。」と記されている桜川であろう。太い朱色の線（豊前街道）の両側には桃色の区画（「本畑」）が並んでいる。また、2本の川の両側には黄色の区画（「本田」）が連なり、その周辺に桃色の区画（「本畑」）が広がっている。太い朱色の線（豊前街道）の両側に並ぶ桃色の区画、特に海沿いの桃色の区画は、屋敷地が多いと考えられる。「豊後国志」には、浜脇村ににぎやかな田舎町で交通の要所（「浜脇巷」）があったと記されている（「朝見郷浜脇村に在り。別府巷と相接し、比屋鱗次（家並みが連なる様子）たり。且つ温泉有るを以て、遠近より来浴する者、甚だ多し。）。また、「豊後国志」には、浜脇村には「浜脇温泉」があり（「朝見郷浜脇村に在り。海浜の沙中に湧泉有りて、浴法甚だ奇なり。先ず沙に発き、全軀を瘞めて、惟頭面のみ之を出す。泉漸く浸み治い、快浴一炊する時、善く疝瘕・痼疾を治す。）、海沿いの砂浜に湯が沸き、砂湯として利用されていたことが記されている。



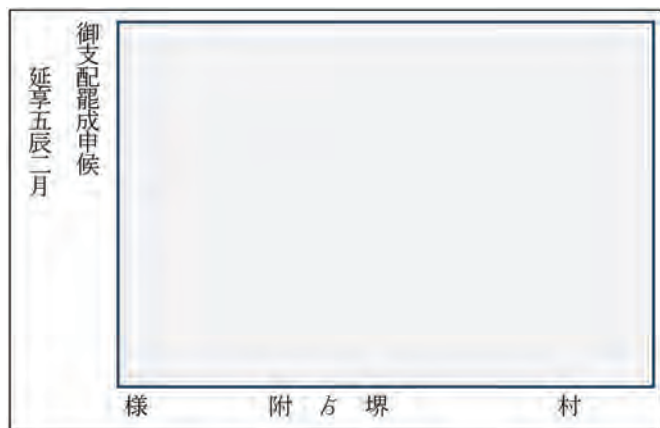
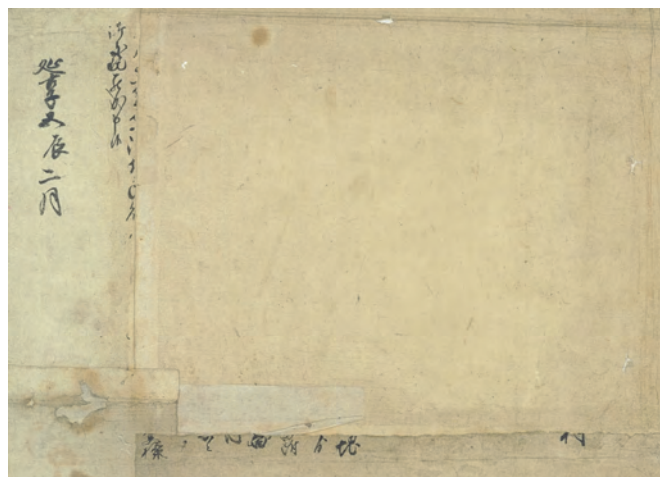
豊前街道沿いには、崇福寺と長覚寺があった。「崇福寺」について、「豊後国志」には「朝見郷浜脇村に在り。海宝山と号す。巷中に峙立し、海を望むこと最も佳し。不肯禪師の創むる所にして、雄城氏、世、墳寺と為す。今尚、親重・重房の二神位を蔵す。」と記されている。「浜脇巷」に堂々と高くそびえ立っており、海を見る視点場としても素晴らしかったようである。「長覚寺」については、「豊後国志」に「崇福寺の北隣に在り。椿西浄（浄土宗椿西派）の門なり。」と記されている。多くの人や物資が行きかう豊前街道沿いに、「浜脇

温泉」やこれらの寺院があり、「浜脇巷」は栄えていたのであろう。

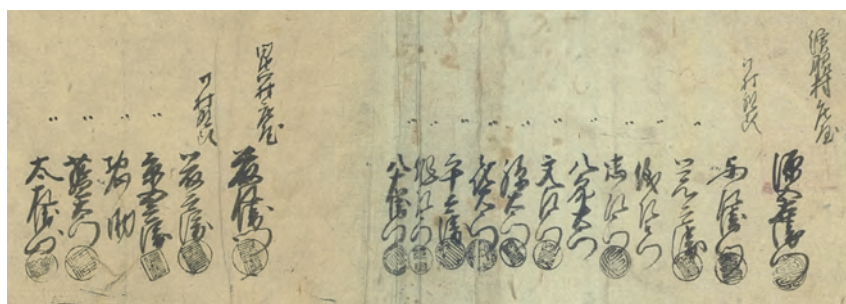
絵図の海岸沿いの砂浜（絵図では黄色に塗られた上に赤い点が描かれている）を見ると、別府村との村境に松原と住吉神社が描かれている。この松原と砂浜までが浜脇村の範囲として絵図は制作されているのである。



「浜脇村・田野口村絵図」には、絵画情報以外に、絵図の凡例の左に文字で記された情報が含まれている。しかし、肝心の本文にあたる部分が切り取られたのか別紙が貼られており、どのようなことが書かれていたのか不明である。ただ、「延享五辰二月」と記されていることから、この絵図の制作は延享5年（1748）2月と考えられる。延享5年（1748）は、浜脇村・田野口村と別府村にとっては重要な年である。松原浜の利用権を巡って以前から浜脇村・田野口村と別府村の間で争いが続いていたが、享保13年（1728）には高松役所も巻き込む争いとなっていた。この時に役所から求められた村絵図が制作できず、解決しないままとなってしまうのである。この争いが一応の和談にこぎつけたのが、寛延元年（1748、7月に改元）9月である。そのことから考えると、この絵図の制作には、松原浜の利用権を巡っての争いが背景にあると考えられる。松原浜の利用権を説明することが第一義だったため、浜脇村と田野口村を1舗の絵図に仕上げる必要があったと考えられる。本文には、松原浜の利用権について、浜脇村と田野口村の主張が記されていたのであろうか。



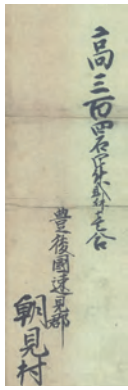
絵図には本文の下方に、浜脇村庄屋と組頭11名、田野口村庄屋と組頭5名の署名がある。3名を除いて捺印もしている。



浜脇村庄屋	源五右衛門
同村組頭	与左衛門
	覚兵衛
	儀左衛門
	忠左衛門
	八郎右衛門
	文左衛門
	孫右衛門
	喜右衛門
	平兵衛
	作左衛門
	八右衛門
田野口村庄屋	藤左衛門
同村組頭	藤兵衛
	京五兵衛
	惣助
	藍右衛門
	太左衛門

(3)「朝見村絵図」





この絵図には、「高三百四十四石斗式升壺合 豊後国速見郡 朝見村」と村名・村高が記されているが、制作年は記されていない。この村高は、「元禄郷帳」に記載されていた村高と同じである。方位は「東」「西」「南」「北」が記入され、川や海・山をはじめ 12 の色付けがなされており、凡例に記入されている。凡例には、「別府村」の色付けにあった「河原」が無く、「浜脇村・田野口村絵図」の色付けにあった「見取畑」がある。



この絵図を村高・村名や凡例が読めるように

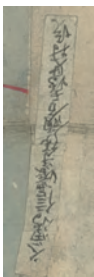


広げると、南方向から西方向一帯は山野が広がり、村の中心は村の東北方面にあったことがわかる。また、朝見村は海から離れた場所にあるため、離れた位置に海と砂浜が描かれている。東方向に海があることを示すためか、海と砂浜を絵図に描き込む何らかの理由があったということである。

絵図で目を引くのは、青色と朱色でひかれた線である。青色の線は、西から東に村内を流れる川である。「浜脇村・田野口村絵図」でも見たように、「豊後国志」に「朝見郷朝見村より出ず。東を指して浜脇を過ぎて、海に入る。」と記されている浜脇川である。朝見村の西には、山野の中に川の源流が描かれている。村を流れた浜脇川は、浜脇村を通過して海に注ぐのである。朱色は凡例にあるように「道」である。村を東方向に離れた位置にはっきりとひかれた朱色の線は、豊前街道である。豊前街道は朝見村を通過してはいないが、豊前街道につながる道が幾筋もひかれている。山野にも朱色の線がひかれており、その線に沿ってピンク色の「本畑」や「見取畑」が開かれている。「本畑」・「見取畑」の近くには屋敷も描かれている。また、緑色の山野の中に道に沿って目立つような区画がある。「別府村枝郷飛地」と記されている。「豊後国志」には、「竹之脇」「小野」「小平」が別府村の枝郷として記されている。枝郷の飛地が朝見村の山野にあったのである。



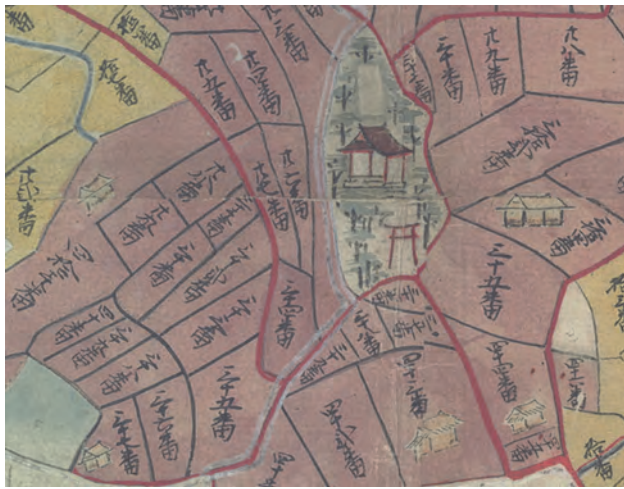
絵図の北方向を見ると、「田方古来悪地荒場」と「畑方古来悪地荒場」と記した付箋が貼られ、田と畑の荒地が描かれている。ただ「田方古来悪地荒場」の付箋は、「本田荒」の色が塗られた箇所には貼り跡があることから、絵図作成後に一旦剥がれ、貼り付ける際に本来の位置から現在の位置に動いてしまったと考えられる。



絵図のさらに北方向の村境を見ると、「久留島信濃守御領分鶴見村境」と記した付箋が貼られている。森藩領であった鶴見村と接していたのである。森藩主の久留島氏の中で受領名として「信濃守」を名乗っていたのは 4 人いるが、記されていた村高が「元



禄郷帳」に記載されていた村高と同じであったことを考えると、久留島通清（藩主在任 1655 - 1700）、久留島光通（藩主在任 1719 - 1764）、久留島通祐（藩主在任 1719 - 1791）が想定される。



朝見村の中心を流れる浜脇川の周辺には黄色で色付けられた「本田」の区画が広がり、朱色でひかれた道の周辺には屋敷地等を含む桃色で色付けられた「本畑」が広がっている。1筆毎の区画には番号が記されている。

桃色の「本畑」が広がっている地域を見ていくと、鳥居と社殿が描かれた区画がある。朝見村の氏神である八幡朝見神社である。「豊後国志」には「朝見八幡祠」として、「朝見郷朝見村に在り。大友能直の創むる所なり。」と記されている。八幡朝見神社は、別府村・浜脇村・田野口村の氏神でもあり、祭礼に際しては特に賑わっていた。

八幡朝見神社の北側の「三拾四番」の区画に屋敷らしく建物の絵が描かれている。他の2舗の絵図には見られず、この絵図の特徴として、屋敷らしく建物の絵が点々と描かれている。村役人等の屋敷であろうか。表現の仕方は様々である。



### 3. 絵図制作の背景

#### (1) 3 舗の絵図の比較検討

3 舗の絵図に共通する特徴は、土地利用等の色付けがなされ、本田・本畑等が1筆毎に区画され番号が付されていることである。色付けについては、各絵図に凡例で示している。「別府村絵図」の凡例を基準にして、他の2 舗に絵図の凡例を並べ替えると、右の表の如くである。共通する11項目は、色あせてわかりにくくなっているものもあるが、ほぼ同じ色を使用されていることがわかる。また、「浜脇村・田野口村絵図」と「朝見村絵図」に共通する「見取畑」は同じ色となっている。このことは、3 舗の絵図が同じように土地利用等を色付けし、見比べやすくなるように意図して制作されていたことを示している。

3 舗の絵図の凡例比較

絵図	凡例
別府村	
浜脇村・田野口村	
朝見村	



では、何のために見比べるのであろうか。「浜脇村・田野口村絵図」に「延享五辰二月」と記載されていた制作年・延享5年(1748)は、前述のように、松原浜の利用権を巡って以前から争っていた浜脇村・田野口村と別府村にとって重要な年であった。

浜脇村・田野口村は絵図に松原と住吉神社を大小の川の流れの間に描く際に、黄色の区画「十四番」を描き込み、「社林」という付箋を張り付けている(左図)。また、「他村」である白い区画を狭く描き、自村の「本田」(黄色の区画)の範囲を広く描いている。これにより、隣接する砂浜が村の範囲で、浜脇村・田野口村に利用権があると主張しているように感じられる。

一方、「別府村絵図」をみると、松原と住吉神社を大小の川の流れの間に描く際に、桃色の区画「廿八番」を描き込み、松原に接している「本田」(黄色の区画)の範囲が広く、「他村」(白い区画)の範囲は狭く見えるように描かれている(右図)。これにより、隣接する砂浜が村の範囲で、別府村に利用権があると主張しているように感じられる。

また、「朝見村絵図」には、村の範囲ではない砂浜と海が描かれていた(P11)。単に海の位置を示すためではなく、海と砂浜を絵図に描き込む何らかの理由があったことが推測できる。「朝見村絵図」に描かれている八幡朝見神社は、朝見村・別府村・浜脇村・田野口村の氏神であり、浜脇村・田野口村と別府村による松原浜の利用権を巡る争いでは重要な役割を担っていた。「朝見村絵図」に八幡朝見神社と砂浜が描か



れていることから、松原浜の利用権を巡る浜脇村・田野口村と別府村の争いに際しての説明にこの絵図も使用されたと考えることができる。

以上のことを踏まえ、浜脇村と田野口村を1舗の絵図にまとめて描いていることを合わせて考えると、これら3舗の絵図は、松原浜の利用権を巡る浜脇村・田野口村と別府村の争いの過程で、享保13年(1728)の段階で高松役所から求められていた村絵図を、争いの解決のために必要に迫られて制作せざるをえなくなり、延享5年(1748)2月に完成させたと考えられることができる。その際、別府村と浜脇村・田野口村はそれぞれの主張を描き込んだ「別府村絵図」と「浜脇村・田野口村絵図」を制作し、八幡朝見神社との関係を示すために「朝見村絵図」とともに制作したといえる。

なお、「別府村絵図」を延享5年(1748)2月制作としても、享保14年(1729)9月の豪雨被害が描かれていることと齟齬はない。また、「朝見村絵図」を延享5年(1748)2月制作としても、村高が「元禄郷帳」と同じであり、「久留島信濃守」が久留島光通であれば、齟齬は生じない。したがって、「別府村絵図」と「朝見村絵図」も延享5年(1748)2月の制作としておきたい。

## (2) 松原浜の利用権を巡る争いと絵図制作

3舗の絵図が制作された背景として、別府村と浜脇村・田野口村の松原浜の利用権を巡る争いについて3舗の絵図制作との関係を中心に概観してみよう。

海岸の砂浜は、海の産物や網などの漁具を干したりする場として利用されていただけでなく、さまざまに活用されていた。そのため、その利用する権利を巡り隣村同士の争いも多発していた。別府村と浜脇村・田野口村の松原浜の利用権を巡る争いはその一例である。良質な七島藪しちとういを作る乾燥場所としては砂浜が最適で、生姜しょうがは砂浜に穴を掘って貯蔵することから、この地域で七島藪や生姜の生産が盛んになるにつれ松原浜の必要性が増し、浜脇村・田野口村と別府村の間での争いが繰り返された。「豊後国志」の土産の項に、「石垣荘別府村及び朝見郷浜脇村、多く出だす。」と「薑(しょうが)」が別府村と浜脇村の特産であったことが記されている。

松原浜の利用権についての浜脇村・田野口村の言い分の根拠は、近世初め、寛永(1624～)の頃、別府村との間で争いが起きた際の当時の知行主・旗本筑紫主水の裁定であった。裁定は、松原浜を浜脇村(当時は朝見村・田野口村を含む)と別府村の氏神でもある八幡朝見神社の御旅所に定め、浜脇村は松原浜を八幡朝見神社に寄進し入会浜いりあいはまにしたというものであった。

これに対して別府村の言い分は、慶安2年(1649)、別府村と浜脇村(当時は朝見村・田野口村を含む)が争った際、当時の知行主・旗本筑紫右近が別府村の主張の正当性を認め、松原浜は別府村の範囲にあると定めたというものであった【参考資料1「筑紫右近様御裁許状写」】。延宝8年(1680)、浜脇村が別府村に無断で松原浜に相撲小屋を建てた時に浜脇村が別府村に「詫び状」を提出したことからも、この定めが効力をもっていると主張している。

享保13年(1728)10月、八幡朝見神社の祭礼に際して浜脇村・田野口村が松原に建てた仮小屋を祭礼が終わっても壊さなかったため、別府村の者が大勢で押しかけ取り壊すという事件が発生した。幕府領となっていた3か村では、問題解決のため高松役所に裁定を仰ぐことにした【参考資料2「奉差上返答書之事」】が、役所から求められた村絵図の制作に手間取るうちに代官の交代もあり、解決しないままとなってしまった。

その後も争いは続き、寛延元年（1748）に、原村・亀川村・小浦村の庄屋らが立ち会って一応の和談にこぎつけている【参考資料3「取替証文之事」】。主な内容は、①村境は別問題として、別府村も八幡朝見神社に松原浜を寄進し、入会浜とする、②松原浜を七島藪の乾燥場所や生姜の貯蔵場所として利用する際には3か村の庄屋が立ち会って場所を決める、③入会浜は海に向かって南北80間（約144m）とし、村高に比例して浜脇村・田野口村の分は南側45間（約81m）、別府村の分を北側35間（約63m）とし、目印として杭を打つ—というものであった。

この和談の前提として作成されたのが、この3舗の絵図と考えられる。色付けや1筆毎に番号を記入するなどの基本的事項を話しあった上で、当事者の別府村と浜脇村・田野口村が作成し、八幡朝見神社が大きく関わることから朝見村も作成することにしたと考えられる。別府村と浜脇村・田野口村のそれぞれの主張が絵図に描き込まれている。和談の結果を踏まえ、浜脇村・田野口村の主張が記されていた本文部分は削除されたのかもしれない。和談に向けての協議のために延享5年（1748）2月に絵図を完成させ、その絵図を踏まえた協議を行い、改元後の寛延元年（1748）9月に「取替証文之事」を取り交わして和談が成立したと考えられる。これらの絵図は、和談を進める上で欠かせないものであったといえる。

ところが、明和8年（1771）、浜脇村・田野口村と別府村がそれぞれ境界線を越えて七島藪を干そうとしたため争いが再発した。安永3年（1774）には、境界杭が別府村側に3間5尺（約6.3m）移動されたことにより争いになり、安永7年（1778）に入会浜の間数を86間5尺とし、浜脇村・田野口村の分を47間、別府村の分を39間5尺と改めることになった。その後、境杭が朽ち果て不明確となると、境界は慣行となり、解決しないまま明治時代を迎えたのである。

### （3）絵図の文化財的価値

以上見てきたように、別府村と浜脇村・田野口村の海岸の砂浜は、良質な七島藪を作る乾燥場所や生姜を砂浜に穴を掘って貯蔵する場所であったことから、その利用する権利を巡る争いの過程で、延享5年（1748）の和談に際して、3舗からなる「別府・浜脇・田の口古地図」は制作された。このような歴史的背景をもっていることから、「別府・浜脇・田の口古地図」はこの地域の歴史を語る重要な文化財であり、学術的価値の高い資料といえることができる。

あわせて、「別府・浜脇・田の口古地図」は、大規模な耕地絵図という側面ももっている。一筆ごとに番号が付され、本田・本畑等の区分、開発途上の見取畑、水害等により荒れてしまった田・畑、豊前道をはじめとする主要街道や道、朝見川・浜脇川や境川等の河川をはじめ様々な土地利用が、彩色されて詳細に描かれている。この地域の近世中期における土地利用や自然環境、交通体系等を把握することができることは、学術的価値をさらに高めているといえる。

## 注

- (1) 「豊後国志」の記述は、太田由佳・松田清『訓読 豊後国志』（2018、思文閣出版）による。以下、同じ。
- (2) 竹田市歴史文化館所蔵「寛政訂正豊後州郡図第二（速見郡図）」
- (3) 東京大学史料編纂所所蔵「徳大寺文書」
- (4) 「正保郷帳」の記述は、大分県地方史料叢書（二）『豊後国郷帳（下）』（1974、大分県地方史研究会）による。以下、同じ。
- (5) 「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」の記述は、大日本近世史料『小倉藩人畜改帳（五）』（1958、東京大学史料編纂所）による。以下、同じ。
- (6) 「小倉藩速見郡横灘人畜改帳」では、「別苜村」と表記されているが、本報告書においては近世において多く使用されていた「別府村」を使用する。
- (7) 「元禄郷帳」の記述は、大分県地方史料叢書（四）『元禄十四年豊後国郷帳・天保五年豊後国郷帳・天保五年豊前国郷帳』（1980、大分県地方史研究会）による。以下、同じ。
- (8) 「元禄郷帳」では、「浅見村」と表記されているが、本報告書においては近世において多く使用されていた「朝見村」を使用する。
- (9) 「天保郷帳」の記述は、大分県地方史料叢書（四）『元禄十四年豊後国郷帳・天保五年豊後国郷帳・天保五年豊前国郷帳』（1980、大分県地方史研究会）による。以下、同じ。
- (10) 「旧高旧領取調帳」の記述は、日本史料選書 18『旧高旧領取調帳 九州編』（1979、近藤出版社）による。
- (11) 「家宝珍事記」の記述は、別府市古文書史料集第一集『家宝珍事記・洪水田畑損地見廻り願方日記』（1971、別府市文化財保護委員会）による。以下、同じ。

辰九月

同 忠左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 善兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 次右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 新右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 四郎左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 喜右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 勘兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 喜左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 源五右衛門<sup>㊦</sup>  
 浜脇村庄屋  
 田野口村庄屋  
 別府村庄屋  
 孝兵衛<sup>㊦</sup>

岡田庄太夫様  
 御役所

浜脇村庄屋  
 田野口村庄屋  
 別府村庄屋  
 龜川村庄屋  
 小浦村庄屋  
 原村庄屋  
 源五右衛門<sup>㊦</sup>  
 藤左衛門<sup>㊦</sup>  
 孝兵衛<sup>㊦</sup>  
 億右衛門<sup>㊦</sup>  
 儀助<sup>㊦</sup>  
 藤兵衛<sup>㊦</sup>

七嶋干・生姜活 場分限差分之事

南八別府村忠左衛門家抱宇平屋鋪圍南ニ有之候、活垣之間也  
 一右場所南北凡八拾間 但 杭木但浜脇村寛兵衛家抱松藏屋鋪北ノ方之裏ニ有之候  
 北八御神地松林ヲ限リ別府村権七屋鋪圍之南ヲ限リ杭木有

右之内

南八杭木方南北四拾五間同ニ差分杭木  
 差分杭木方南 両村 場所  
 東八見通し杭木波打際ニ有之候  
 浜脇 七嶋干  
 田野口 生姜活

辰九月

原村庄屋 藤兵衛<sup>㊦</sup>  
 龜川村庄屋 億右衛門<sup>㊦</sup>  
 小浦村庄屋 儀助<sup>㊦</sup>

右之通双方和談内無事仕前書之通取替証文尅通宛  
 取替シ申候、然上者此已後相互申分無御座候ニ付書付指上申候、以上

立会、先例を以申談無腹臆取計御神事  
 一件差支不申候様可仕候、其外右場所ニ有来候  
 家・小屋、田野口村分老軒、別府村分三軒ハ其俣  
 建置屋ね・壁・柱立・屋敷圍等唯今迄之外ニ  
 双方共ニ我俣ニ作り広め不申、勿論此已後新  
 規之家・小屋建広メ不申一切場所挟メ候儀  
 三ヶ村共ニ相互堅致間敷候、右極候外ハ万端  
 任旧例双方無腹臆申談、後々末々少も  
 違乱申分致間敷候、仍右差分ケ書付  
 奥ニ相添内濟取替証文如件

寛延元年辰九月

浜脇村組頭

覚兵衛<sup>㊦</sup>  
 与左衛門<sup>㊦</sup>  
 忠左衛門<sup>㊦</sup>  
 仁左衛門<sup>㊦</sup>  
 孫右衛門<sup>㊦</sup>  
 八郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 作左衛門<sup>㊦</sup>  
 文左衛門<sup>㊦</sup>  
 八右衛門<sup>㊦</sup>  
 平兵衛<sup>㊦</sup>  
 喜右衛門<sup>㊦</sup>  
 与次右衛門<sup>㊦</sup>  
 百姓代  
 伊兵衛<sup>㊦</sup>  
 惣兵衛<sup>㊦</sup>  
 儀兵衛<sup>㊦</sup>  
 加左衛門<sup>㊦</sup>  
 利左衛門<sup>㊦</sup>  
 源左衛門<sup>㊦</sup>  
 織右衛門<sup>㊦</sup>

田野口村組頭

同 嘉右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 加兵衛<sup>㊦</sup>

百姓代

同 京五兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 藤兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 藍右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 太左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 宗助<sup>㊦</sup>  
 同 增右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 利左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 武左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 善右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 伊兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 源内<sup>㊦</sup>  
 同 市郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 此右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 清右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 次兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 久左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 三左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 藤右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 七郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 吉左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 市右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 助左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 伊左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 平右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 八右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 儀右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 六左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 武兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 源兵衛<sup>㊦</sup>  
 百姓代

別府村組頭

同 久左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 三左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 藤右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 七郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 吉左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 市右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 助左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 伊左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 平右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 八右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 儀右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 六左衛門<sup>㊦</sup>  
 同 武兵衛<sup>㊦</sup>  
 同 源兵衛<sup>㊦</sup>

取替証文之事

一別府・浜脇・田野口三ヶ村及争論候浜辺之儀、  
式拾壹年以前享「保十三」申年増田太兵衛様御  
代官所之節出入致出来、双方申分一応御聞  
被成立会絵図被仰付候処、絵図及難渋、御  
吟味延引罷成候内御支配替り罷成、双方共  
申分相止罷在候、然所去卯年小笠原右近将監様  
御預所之節、七嶋干場之儀二付及再発、此節迄  
相互二申論御公訴ニも可及候処、原藤兵衛・亀川  
億右衛門・小浦儀助取扱双方申分并申年之  
訴状返答書をも致吟味候処、別府村より  
増田太兵衛様御役所江差上候双方書付写  
致所持、浜脇・田野口村訴状扱は拾壹年已前出火  
之節外書物一所致類焼候由ニ而所持不仕候二付、  
此節之申口左之通御座候

一浜脇・田野口両村方申候者、右場所之儀者浜脇・  
田野口両村田地先尤永荒場所起返田地も  
有之証抛明白之由、先年筑紫主水様御  
知行所之節、右場所方式三町程北ニより別府村と  
境目及出入候処、御地頭御役人方保田惣弥殿・  
中山十兵衛殿御賞分ニ而四ヶ村産神朝見八幡宮  
御旅所浜ニ仕置候様ニ御申渡其通り相済、田野口村  
百姓居住之小屋耆軒有之、七嶋干場之義者  
浜脇・田野口両村ニ而用來候、右浜ニ浜脇・田野口方  
小屋式軒掛置候を別府村方打崩致迷惑候、  
尤別府村と当村境之儀ハ、別府町口方流出候  
とて川と申川切ニ而御座候、右式軒之小屋ニ  
相並別府村之もの三軒近年居申候をも  
引取らせ度由申之候

一別府村方答候者、右場所之儀者宇松原と申別府村  
地内ニ紛無之、慶安年中浜脇村と及争論候節

御地頭筑紫右近様御裁許状被下置別府村  
理運ニ被仰付、其上境目を限別府村百姓家  
七軒相移今以居住仕候儀紛無之、其後延宝  
年中浜脇村方右場所江相撲之仮屋別府村ニ  
無断懸候二付早速差留メ候処、其節之浜脇村  
庄屋市兵衛方書判之断証文等も有之  
八幡宮別府村地内ニ御幸御座候二付、前々方  
別府村百姓共御幸御道筋ニ御出迎仕村中  
出錢を以神酒を捧来申候、其外別府村百姓  
兩人持山松林式ヶ所八幡宮御旅所之内ニ  
寄附仕置右場所支配仕御神地とハ往古方  
格段ニ相分り他村方毛頭差構候儀無之場所故  
式拾壹年以前浜脇村方新規ニ小屋掛仕候二付  
早速解崩候程之儀ニ而別府村内ニ無紛証扱  
歴然之旨申之候

右出入取曖を以双方和談内着仕候趣ハ、浜脇・  
田野口両村之儀者前方御神地ニ永々致寄附候旨  
申候上者、七嶋干場・生姜活場等向後も  
差支不申様御神地之内年々借り用ひ候積り、  
此節双方并取扱庄屋立会場所分限相究候、  
且又朝見村七嶋干場之義ハ右分限之内唯今  
迄之通外三ヶ村干場之内ニ干せ可申候、右差分ヶ  
場所之儀根元之地所差分ヶと申にてハ無之、  
七嶋干・生姜活之義双方入乱不申異論為無之  
斗ニ差分ヶ候得者、後年ニ至村境差分ヶなど、  
申儀申論間敷取扱之品ニ候間、別府村之  
儀者右場所此節新規ニ八幡宮御神地ニ  
致寄附永々別府村中寄進之願主ニ相極  
是又七嶋干場・生姜活場等いつれも立会  
差分ヶ相極候、尤八幡宮御幸御神事并  
市場小屋割等ハ朝見・別府・浜脇・田野口四ヶ村



至極ニ奉存候、聊以大勢相催シ狼藉不仕候、前

書ニ奉申上候通之訳を以浜脇・田野口両村御庄屋

中へ申遣候上差押へ申候、大勢催シ上起除候程之

大キ成飯屋ニ而無御座纔之飯屋ニ而御座候ニ付、全

大勢罷出可申様無御座候所、狼藉仕候由ニ而別府村

百姓拾九人以御差紙を被召出候、右拾九人之内、

佐二兵衛ハ府内御城下へ商売ニ罷出、源左衛門ハ杵築

御城下へ駄賃稼ニ参候、弥左衛門ハ乙津へ買物参申候、

右三人之者共ハ其節居合不申候、利左衛門義ハ病身

者ニ而隠居仕加様之儀ニ罷出申者ニ而ハ無御座候所、

有之相拵不存寄難題申掛当惑仕候、別府村へ

対シ押付我儘仕候段御吟味奉願候、尤往古方

別府村内ニ相極候場所故、曾而余村之者猥差置

不申、依之右仁平・武兵衛・源七家飯屋等差留メ

上起除申候、兎角何角与相障リ右松原浦浜共ニ

入合ニ可仕企ニ御座候而迷惑千万ニ奉存候、古来方

別府村内ニ相極メ御座候間、由緒証拠等乍恐

御吟味被成下以御慈悲を往々理不尽之

儀仕掛ケ不申候様ニ被為仰付被下候者難有可

奉存候、為其惣百姓連判願書奉差上候、以上

享保拾三申十二月

《下書きに記されていた惣百姓名》

享保十三年申十二月

勘右衛門	与左衛門	喜右衛門	吉右衛門
甚兵衛	孫左衛門	源右衛門	与右衛門
十兵衛	権之丞	作右衛門	忠兵衛
大左衛門	四兵衛	里右衛門	五郎兵衛
藤右衛門	四郎兵衛	五郎兵衛	兵左衛門
権左衛門	二郎兵衛	武兵衛	庄左衛門
勘左衛門	孫右衛門	七右衛門	吉兵衛
惣右衛門	作右衛門	惣左衛門	九左衛門
平兵衛	六右衛門	八郎兵衛	吉郎兵衛
勘兵衛	半兵衛	四郎左衛門	市右衛門
藤兵衛	佐二兵衛	七郎兵衛	長右衛門
惣兵衛	四右衛門	義兵衛	喜左衛門
利右衛門	忠右衛門	直右衛門	源兵衛
源左衛門	五左衛門	佐二右衛門	八郎右衛門
五右衛門	孫左衛門	権七	

助之丞  
伊左衛門  
伝左衛門  
久右衛門  
吉左衛門  
七郎右衛門  
九右衛門  
三左衛門  
庄兵衛  
半左衛門

奉差上返答書之事

速見郡浜脇村・田野口村方御訴申上候者、由緒有之入合浜ニ右両村百姓家・小屋作り候所、別府村百姓大勢催シ脇指・なた・鎌・棒・熊手等持参仕、長左衛門家抱源七小屋・仁平家打潰シ狼藉仕候由申上候、依之返答書を以別而御願申上候事

一 別府村内字松原と申所浦浜ニ、去月廿六日源七と申者無断家作仕掛候ニ付様子相尋申所、右源七儀ハ臼杵御領内御追放者之由当分  
浜脇村江罷有庄屋・組頭中指図を以家作仕候段申候、依之早速浜脇村御庄屋へ右之様子申届ケ家作不罷成候間急度被差留候様ニと申遣候得共、いか様共返答無之、弥作掛候ニ付差留家作り為仕不申候、田野口村仁平と申者之義者当十月例格を以朝見村（八カ）幡宮御幸祭礼ニ付少し之市立申候而外人同前飯屋掛申候所市過候而も飯屋上起除不申候ニ付上起除候様ニと度々申聞候所、早速上起可申由ニハ申候得共一日〴〵と押移申候ニ付、無抛田野口村御庄屋へ右之趣申遣候得共、一凶埒明不申、別而右仁平不宜商売等仕候由承候ニ付未々いか様之儀出来可仕も難計、別府村内ニ暫も差置候儀無心元存、右飯屋壁廻り上起除ケ申候、殊例年市過候て直ニ飯屋上起崩シ申儀ニ御座候、大勢ニ而上起崩候程之飯屋ニ而ハ無御座候ニ付、大勢罷出我儘毛頭不仕候、勿論脇指・熊手・棒・なた等持参不仕候、殊二百姓不似合諸道具持参可仕様無御座候、仁平住宅之義者  
田野口村町筋ニ御座候、此外田野口村百姓武兵衛与申者、右祭祀市飯屋掛罷出候所、市過候而森御領頭成町吉左衛門与申御追放者差置候ニ付、右仁平

飯屋上起除候節一同上起除ケ申候、別府村内之儀ニ御座候得者、御制法相守有論成者ハ吟味仕差置不申候、右場所市飯屋ニ而も差置候而入合場所ニ可申立謀ニ而御座候、畢竟隣村之儀与存市過候而も少シ之間飯屋差置候所、只今ニ至リ種々不謂儀計申掛迷惑奉存候

一 右松原、先年筑紫主水様御知行所之節及出入候所、其節之御代官方保田惣弥殿・中山十兵衛殿御吃分ニ而朝見八幡宮浜ニ仕置候様被仰渡候由、此節田野口村方申上候得共、別府松原と申場所御吃分ニ而御神地ニ罷成居候と申儀、何ぞ証抛等有之間鋪候与奉存候、御神地之儀者往古方別段ニ相分松原浦浜ニ構候儀無御座候一 右場所松原浜浦之儀者、往古方別府村内ニ相極リ、則別府村百姓堺目を限り住居仕候家数七軒御座候  
一 右場所之儀者、先年御籙本筑紫右近様御知行所之節別府・浜脇及出入候所、慶安二年丑十月前格筋目之通、別府村ニ被仰付候御書付所持仕罷有候、其後延宝八年申十月浜脇村方右場所へ相撲・芝居飯屋別府村江無断掛申候ニ付、早速差留メ申候、則其節浜脇村庄屋市兵衛方断証文等御座候一 松原浜之内前々方別府村百姓持山御座候内松林ニケ所氏神松山統御座候所、氏神八幡宮江九年以前拾壹年以前兩度二兩人方寄附仕置候  
右之通往古方謂有之、別府村之内紛無御座場所ニ無断て我儘ニ家作仕掛ケ飯屋等上起除不申儀ハ別府村方大勢を催シ我儘ニ打潰候など、程能相拵候て難題之儀申掛入合ニ可仕企迷惑

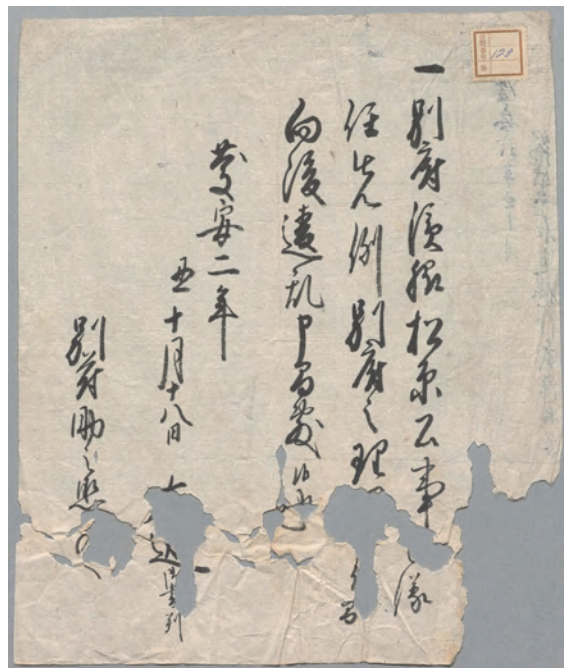


## 参考資料

### 凡例

- 一 別府市有形文化財「別府・浜脇・田の口古地図」(別府市立図書館蔵)について検討する上で、必要な史料三点を翻刻する。三点の史料の概要は本文(3) 絵図制作の背景を参照されたい。
- ・「筑紫右近様御裁許状写」(別府市立図書館蔵、128)
- ・「奉差上返答書之事」(別府市立図書館蔵、113)
- 追加で「奉差上返答書之事下書」(別府市立図書館蔵)から惣百姓名のみ翻刻
- ・「取替証文之事」(別府市立図書館蔵、115・116)
- 一 2、3の翻刻に際して、別府市古文書史料集第二集『豊後国速見郡別府・浜脇・田野口三ヶ村境目争論文書』(1971、別府市文化財保護委員会)を参考とした。
- 一 翻刻にあたっては、原則として原文の体裁に従ったが、読みやすさを考慮し、読点(、)や並列点(・)を補った。
- 一 旧字体を新字体に改めるなど、漢字は可能な限りで常用漢字を用いた。また、変体仮名の一部は常用の仮名に改めた。
- 一 畳字は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」を用いた。また、二字以上の場合には「く」を用いた
- 一 史料の破損箇所については、文字を推測して「」を付した。
- 一 誤字と考えられる場合は、原文の文字の次に正しい文字を(カ)として表記した。

### 1 「筑紫右近様御裁許状写」(別府市立図書館蔵)



- 一 別府・浜脇、松原公事「之」儀、任先例別府之理「運ニ申付候」間、向後遠近凡有是状「也」慶安二年 丑十月十八日 「右近」御書判 別府助之丞「との」く

【執 筆 者】

佐藤 晃洋（別府市文化財保護審議会委員）

べっふの文化財 No.56  
—別府・浜脇・田の口古地図—

令和8年3月

発行	別府市教育委員会
編集	別府市教育委員会 別府市文化財保護審議会
印刷	大野印刷株式会社